

◆『発注者ナビ』とは

公共工事等の発注者が、品確法の理念に基づき発注事務に取り組むにあたり、参考としていただくことを目的として各種取組事例を情報提供、共有するものです。

★コンテンツ

・第三次・担い手3法、品確法の基本方針・運用指針の改正について

第三次・担い手3法、品確法の基本方針・運用指針の改正について

<第三次・担い手3法について>

- 令和6年6月の通常国会において、持続可能な建設業の実現と、そのために必要な担い手の確保を目的として、第三次・担い手3法(公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)、建設業法並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入契法))が一体改正されました。
- 改正品確法では、インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、担い手確保・地域建設業等の維持・生産性向上等の喫緊の課題の解消に取り組み、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現することを目的としています。

★詳細はコチラをクリック

[第三次・担い手3法\(品確法と建設業法・入契法の一体改正\)について](https://www.nlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_tk1_000193.html)

https://www.nlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_tk1_000193.html

<品確法の基本方針、運用指針の改正>

- 基本方針：品確法第9条に基づき、公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する 基本的方針を規定します。国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務があります。
- 運用指針：品確法第7条に規定する「発注者等の責務」等を踏まえて、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめたものが運用指針です。
- 改正品確法に基づき、令和6年12月に「基本方針」、令和7年2月に「運用指針」の改正を行いました。

★詳細はコチラをクリック

【基本方針の改正】

[「品確法基本方針」及び「入契法適正化指針」の変更について閣議決定](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00271.html)

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00271.html

【運用指針の改正】

[発注関係事務の運用に関する指針\(運用指針\)について](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_reiwaunyoshsishin.html)

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_reiwaunyoshsishin.html

発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)について【運用指針】

● **下記の4つのポイントを中心に、近年の取組状況を鑑みて改正** (令和7年2月3日改正)

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善
2. 処遇改善・地域建設業等の維持に向けた環境整備
3. 新技術の活用等による生産性向上
4. 公共工事等の発注体制の強化

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正案の概要

運用指針とは：品確法第24条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上 【第3条9項、第8条2.3項】
- 施工時期、履行期間の平準化に係る関係部局連携 【第30条】
- スライド条項の設定と基準の作成(工事) 【第7条1項13号】
- 学校と民間事業者間の連携の促進等(国・地方公共団体) 【第26条】
- 国民の関心と理解を深めるための広報活動(国・地方公共団体) 【第31条】

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定 【第7条1項7号】
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及 【第7条1項8号】
- 受注者にならうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による契約方式(参加者確認型随意契約方式)の活用 【第21条】
- (災害対応)
- 公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等 【第7条6項】
- 技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興 【第7条1項9号】
- 災害協定に基づく工事における労災保険契約の保険料の予定価格への反映 【第7条1項1号】

3. 新技術の活用等による生産性向上

- 情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ 【第3条13項】
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用 【第7条1項2.6号】
- 技術開発の推進(国) 【第3条6項、第29条】
- 研究開発を委託する際の知的財産権への配慮(国) 【第28条2項】

4. 公共工事等の発注体制の強化

- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築 【第7条7項】
- 地方公共団体を支援するための講習会等の開催(国・都道府県) 【第22条5項】
- 発注関係事務の適切な実施に係る発注者への助言(国) 【第23条】

品確法第26条および第31条に基づき、国・地方公共団体で取り組む内容

○ 学校と民間事業者間の連携の促進等(第26条)

- ・ 建設業全体の担い手確保や魅力を伝えるため、**発注者と受注者が連携し、出身大学の学生に「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」における現場見学会を開催。**
- ・ **大学卒業生から建設業におけるやりがい・魅力を発信。**

- 参加者：大学生 計11名
- 主催者：発注者・受注者による共同開催

CIMを活用した施工管理の紹介



スマホによるAR、3Dスキャンアプリの体験



○ 国民の関心と理解を深めるための広報活動(第31条)



XやYouTubeによる広報活動

※詳細については、事務局へお問い合わせください。

発行元(事務局)：国土交通省関東地方整備局 企画部技術調査課
TEL：048-601-3151(代表)